



奥飛騨「ガッタンゴロー」 渓谷コース

すっかり秋らしくなってきました。< 8 日寒露, 14 日 体育の日・鉄道の日, 22 日 即位礼正殿の儀, 24 日 霜降 >

## 1. October 改正情報

① 社会保険の定時決定の「決定通知書」に基づき、標準報酬等級が変更となった方のみ、保険料が変更になります。★8 月、9 月に月変があった場合には月額変更(随時改定)が優先されます。

② 最低賃金 愛知県 898 円⇒**926 円**、岐阜県 825 円⇒**851 円**、三重県 846 円⇒**873 円** 他の都府県については裏面参照ください。

## 保育園幼稚園の無償化

① **0 歳～2 歳の子供**については、住民税非課税世帯だけが保育園の保育料無償化の対象となります。住民税非課税世帯の場合、認可保育園であれば保育料は無料、認可外保育園の場合は**保育が必要と認定を受ければ 4 万 2000 円**を上限に保育料の助成が受けられます。

② **3 歳～5 歳の子供**の場合、保育料無償化での補助に世帯年収の制限はありませんが、認可外保育園では**保育が必要と認定を受ければ月額 3 万 7000 円**までの助成を受けられます。幼稚園については、**2 万 5700 円**までの助成を受けられます。また公立の幼稚園は無償になる場合があり、名古屋市は無償となっています。

※ (労使折半料率) 健康保険 **49.5** (愛知) / 1000、介護保険 **8.65** / 1000  
 厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **3** / 1000 (建設業 **4** / 1000)

## 2. 名言名句

「もうこれで満足だという時は、すなわち衰える時である。」

渋沢栄一

## 3. 法改正等ワンポイント

パワハラに関して講ずべき措置に関する指針の骨子案

厚生労働省は事業主がパワーハラスメントの防止・対応のため雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の骨子案を 9 月 18 日に提示しました。6 月 5 日に公布された改正労働施策総合推進法では、職場でのパワハラにより就業環境が害されることがないように、事業主が雇用管理上の措置を適切かつ有効に実施するための指針を厚生労働大臣が定め公表することとしています(30 条の 2)。

- ・職場におけるパワハラの内容 ・事業主・労働者の責務 ・雇用管理上講ずべき措置の内容
- ・パワハラの原因を解消するために行うことが望ましい取り組みの内容
- ・雇用する労働者以外の者の言動に関し行うことが望ましい取り組みの内容
- ・他の事業主が雇用する労働者等からのパワハラや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取り組みの内容

などを柱に掲げ、具体的な内容について審議を進めていくこととしています。このうち、職場におけるパワハラの内容に関しては、労働施策総合推進法に基づくパワハラの実態、客観的にみて適正な業務指示・指導はパワハラに該当しないことを明記するほか、対象となる労働者の範囲(派遣労働者の取り扱い)、パワハラに該当する「言動」の考え方、典型的にパワハラに該当する例・該当しない例などを盛り込むこととしています。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06743.html)

## 職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書のポイント

職場のパワーハラスメントの概念と職場のパワーハラスメントに当たりうる 6 類型との関係性

- 検討会報告書においては、以下の①～③の要素をすべて満たすものを職場のパワーハラスメントの概念と整理。
  - ① 優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること
  - ② 業務の適正な範囲を超えて行われること
  - ③ 身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること

	①～③を満たすと考えられる例	①～③を満たさないと考えられる例	
6 類 型	身体的な攻撃	・ 上司が部下に対して、殴打、足蹴りをする	・ 業務上関係のない単に同じ企業の間僚間の喧嘩(①、②に該当しないため)
	精神的な攻撃	・ 上司が部下に対して、人格を否定するような発言をする	・ 遅刻や服装の乱れなど社会的ルールやマナーを欠いた言動・行動が見られ、再三注意してもそれが改善されない部下に対して上司が強く注意をする(②、③に該当しないため)
	人間関係からの切り離し	・ 自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする	・ 新入社員を育成するために短期間集中的に個室で研修等の教育を実施する(②に該当しないため)
	過大な要求	・ 上司が部下に対して、長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる	・ 社員を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる(②に該当しないため)
	過小な要求	・ 上司が管理職である部下を退職させるため、誰でも遂行可能な受付業務を行わせる	・ 経営上の理由により、一時的に、能力に見合わない簡易な業務に就かせる(②に該当しないため)
	個の侵害	・ 思想・信条を理由とし、集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の従業員に接触しないよう働きかけたり、私物の写真撮影をしたりする	・ 社員への配慮を目的として、社員の家族の状況等についてヒアリングを行う(②、③に該当しないため)

#### 4. 統計・情報

① 総務省は、「敬老の日」にちなみ、人口推計等の結果からみた高齢者（65歳以上）の人口・就業を公表した。2019年9月15日現在で、**高齢者人口は3,588万人(前年比32万人増)**、**総人口に占める割合は28.4%**で、ともに過去最多。2018年の高齢者の就業者数は862万人、就業者総数に占める高齢就業者の割合は12.9%で、ともに過去最多。

表 2019年度の地域別最低賃金(単位:円)

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	835	861	26	2019年10月3日	滋賀	839	866	27	2019年10月3日
青森	762	790	28	2019年10月4日	京都	882	909	27	2019年10月1日
岩手	762	790	28	2019年10月4日	大阪	936	964	28	2019年10月1日
宮城	798	824	26	2019年10月1日	兵庫	871	899	28	2019年10月1日
秋田	762	790	28	2019年10月3日	奈良	811	837	26	2019年10月5日
山形	763	790	27	2019年10月1日	和歌山	803	830	27	2019年10月1日
福島	772	798	26	2019年10月1日	鳥取	762	790	28	2019年10月5日
茨城	822	849	27	2019年10月1日	島根	764	790	26	2019年10月1日
栃木	826	853	27	2019年10月1日	岡山	807	833	26	2019年10月2日
群馬	809	835	26	2019年10月6日	広島	844	871	27	2019年10月1日
埼玉	898	926	28	2019年10月1日	山口	802	829	27	2019年10月5日
千葉	895	923	28	2019年10月1日	徳島	766	793	27	2019年10月1日
東京	985	1,013	28	2019年10月1日	香川	792	818	26	2019年10月1日
神奈川	983	1,011	28	2019年10月1日	愛媛	764	790	26	2019年10月1日
新潟	803	830	27	2019年10月6日	高知	762	790	28	2019年10月5日
富山	821	848	27	2019年10月1日	福岡	814	841	27	2019年10月1日
石川	806	832	26	2019年10月2日	佐賀	762	790	28	2019年10月4日
福井	803	829	26	2019年10月4日	長崎	762	790	28	2019年10月3日
山梨	810	837	27	2019年10月1日	熊本	762	790	28	2019年10月1日
長野	821	848	27	2019年10月4日	大分	762	790	28	2019年10月1日
岐阜	825	851	26	2019年10月1日	宮崎	762	790	28	2019年10月4日
静岡	858	885	27	2019年10月4日	鹿児島	761	790	29	2019年10月3日
愛知	898	926	28	2019年10月1日	沖縄	762	790	28	2019年10月3日
三重	846	873	27	2019年10月1日					

② 日新電機は、**就業時間中の喫煙時間を制限する「禁煙タイム」**を8月1日より、全社で導入したと発表した。**喫煙による健康被害を防ぐことが目的**で、**構内で勤務する同社グループの役員・従業員・派遣社員の他、構内に入出入りする請負業者、工事業者など全ての人を対象**としている。また、喫煙者に対する禁煙外来の斡旋や禁煙治療費用の補助を行ってきたが、今後も継続して行うとしている。(9月3日)



「ガッタンゴー」奥飛騨温泉郷口駅

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

**消費税が10%スタート！**しました(郵便切手も値上げ、旧切手のままで投函すると戻ってきちゃうので注意が必要です。はがき63円・定型郵便84円へ)。**幼保無償化もスタート**です、こちらは改正情報でも記載しましたがややわかりにくいです。**所得税も来年は一部改正**されますが、今年の年末調整自体は昨年同様です(昨年、大幅改正あり)が、**令和2年の扶養控除の申告書の様式は変わります**。これがまた一般の人にはわかりにくい。他の法改正なども**「わざと難しくしている」**ような？国民は今後、国のやることをしっかりと見ていかなければいけないと思います。

**ラグビーワールドカップが開幕**しました。日本は開幕戦を素晴らしい勝利でスタートし、なんと**世界2位のアイルランドに勝利！**ラグビーは実力差を覆すのは至難と思われるスポーツ(私見)ですが、奇跡もあります。平成8年度**全国高校ラグビーで愛知の西陵商業が劇的に全国優勝**しました。体格差が歴然、決勝の相手校、大阪の啓光学園に比べ**「軽量商業」とも揶揄されながらのチームワークでの優勝**には感動しました。しかし、今回の**日本代表の勝利は奇跡ではなく、しっかり準備し「プランどおり」**に試合を運んだ結果と選手・コーチ皆が口をそろえます。そして主将のリーチ選手の「皆を信じてる」という言葉はジーンとききました。**「ONE TEAM」**一人では成し得ない素晴らしいチームワークが浮き上がってきます。**ぶつかり合う迫力・鮮やかなパスのつなぎ、相手をかわず動きなど本当にワクワクし感動**します。ベスト8とは言わず優勝めざして最後まで頑張れ日本！そして他の全チームも！(S)